

《2027年度入園生募集》

2026 入園事務流れ図

20260401現在

浜松学園	本人・保護者	中学校・特別支援学校・高校など	市(区)・町(障害福祉担当課)	相談支援事業所(計画相談)	児童相談所
<p>【利用相談】 原則木曜日午前(予約制)</p> <p>※4月～8月は3年生を優先させていただきます。</p>	<p>①入園の希望を学校に相談する。 ②「利用相談申込書」を記入し学校へ提出する。 ③浜松学園で利用相談を行う。 ④浜松学園で宿泊体験又は一日体験を行う[宿泊体験を希望する場合は、市(区)・町に短期入所の申請をする]。 《体験後、B型を希望する場合》 ①市(区)・町へ就労選択支援の申請を行う。 ②相談支援事業所と契約をし、就労選択支援実施の事業所を確認する。また今後のことについて日程調整を行う。</p>	<p>①本人・保護者に入園希望の意思を確認する。 ②保護者が記入した「利用相談申込書」を浜松学園へ提出する。 ③利用相談へ参加したことを確認する。 ④宿泊体験又は一日体験への参加を確認する。 《B型を希望する場合》 就労選択支援の利用について確認をする。</p>	<p>①利用相談を経て短期入所(宿泊体験)を希望する本人・保護者に対して、障害福祉サービス等の説明をし、相談支援事業所等の情報提供を行う。 ②申請を受けつけ、障害福祉サービスの支給決定を行う。 《B型を希望する場合》 就労選択支援についての支給決定を行う。</p>	<p>①短期入所(宿泊体験)を希望する場合は、本人・保護者と利用契約を結び、計画作成を行う。 ②障害福祉サービス利用についての説明をする。 《B型を希望する場合》 ①就労選択支援の利用契約を結び、計画作成を行う。 ②アセスメントを事業所と共に行い、今後についての相談を受ける。</p>	<p>児童相談所が関わるケースについては、学園に情報提供・相談を行う。</p>
<p>【募集期間】 9月1日～9月10日</p>	<p>①選考会への応募(受験)の希望を学校に伝える。 ②「入園志願書」を記入して学校へ提出する。 ③学校に学校記録票の作成を依頼する。 ④相談支援事業所に計画作成について相談・依頼する。</p>	<p>①本人・保護者に選考会への応募(受験)の意思を確認する。 ②応募書類として、1)本人の「入園志願書」、2)学校記録票、3)個別の教育支援計画及び個別の教育指導計画の3点をまとめて浜松学園へ提出する。</p>	<p>①浜松学園は応募者一覧表を作成し、市(区)・町に提出する。 ②一覧表をもとに市(区)・町は、児童相談所に対して15歳以上の特例措置にかかる通知書の申請をする(18歳未満の場合)。</p>	<p>本人・保護者に対し、選考会への応募を確認し、今後のことについての相談を受ける。</p>	<p>①15歳以上の特例措置の判定をする。 ②15歳以上の特例措置にかかる通知書又は意見書を市(区)町へ提出する。</p>
<p>【選考日】 10月5日～9日</p>	<p>本人・保護者受験する。</p>	<p>本人・保護者が受験したことを確認する。</p>			
<p>【合格発表日】 10月16日</p> <p>※発表日に、本人、学校、市(区)町へ合否の通知を郵送で発送します。</p>	<p>《移行及びB型：合格の場合》 ①入園希望の有無(併願を含む)を学校、市(区)・町に連絡する。 ②相談支援事業所と契約する準備を進める。 ③健康診断を受ける(所定の書式は後日送付)。 ※不合格の場合は学校等に今後のことを相談する。</p>	<p>《合格の場合》 ①本人・保護者に入園の意思を確認する。 ②本人・保護者に市(区)・町で「障害福祉サービス受給者証」を作成してもらうように伝える。 《不合格の場合》 本人・保護者と今後の進路について、改めて検討する。</p>	<p>《合格の場合》 障害福祉サービスの支給決定を行う。</p>	<p>①本人・保護者と利用契約を結ぶ。 ②サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービスの申請を行う。</p>	
<p>【入園意思確認】 11月13日</p>	<p>期限までに入園意思確認書を浜松学園へ提出する(併願の場合も要提出)。</p>	<p>入園意思確認書を浜松学園へ提出したかを確認する。</p>			
<p>【入園説明会】 2月16日</p>	<p>本人・保護者で入園説明会に出席し、学園と利用契約を結ぶ。 ※入園辞退の場合は速やかに学園及び市(区)町へ連絡する。</p>	<p>本人・保護者が確実に入園説明会に出席したかを確認する。 ※入園辞退の場合は速やかに学園及び市(区)町へ連絡する。</p>	<p>障害福祉サービス受給者証を本人・保護者に交付する。</p>		
<p>【移行支援会議】 2月22日～2月26日(予定) 《場所：浜松学園》</p>		<p>入園に向け、学校での本人の様子を学校・相談支援事業所・学園3者で情報共有を行う。</p>		<p>入園に向け、学校・相談支援事業所・学園3者で情報共有を行う。</p>	<p>必要に応じて、移行支援会議に参加する。</p>